

次世代自動車等導入促進事業補助金申請手続きの流れと申請書類

1. 次世代自動車等の
導入完了

- ①初年度登録年月日または当該購入費の支払い完了日のいずれか遅い日から180日以内（次世代自動車の場合）
- ②機器の設置完了日または当該購入費の支払い完了日のいずれか遅い日から180日以内（給電器の場合）

《提出書類》

【共通】

- ①次世代自動車等導入促進事業補助金交付申請書兼事業実績報告書（様式第1号）
- ②収支決算書（様式第2号）
- ③暴力団員等でない旨の誓約書（様式第3号）
- ④市税の完納証明書 ※発効日から3カ月以内のもの
※納税証明書ではありませんので、ご注意ください。
- ⑤購入費が分かる書類の写し
- ⑥補助金の振込先金融機関の通帳等の写し
- ⑦対象の次世代自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し（次世代自動車を導入した場合）
- ⑧保証書の写し（給電器を導入した場合）
- ⑨設置した機器及び品番の分かるカラー写真（給電器を導入した場合）

【申請者が市民の場合】

- ⑩現住所の記載がある本人確認書類の写し
（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

【申請者が事業者の場合】

- ⑪商業登記簿謄本、または現在事項（履歴事項）全部証明書の写し ※発効日から3カ月以内のもの

【申請者がリース事業者の場合】

- ⑫貸与料金の算定根拠明細書（様式第4号）
- ⑬賃貸借（リース）契約書の写し
- ⑭市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類の写し
- ⑮商業登記簿謄本または現在事項（履歴事項）全部証明書の写し ※発効日から3カ月以内のもの

2. 市へ申請

3. 市で受理、
審査後交付決定

「補助金交付決定通知書」を市から申請者へ送付

4. 市へ
交付請求

<提出書類>

- ⑯補助金交付請求書（様式第6号）

5. 申請者へ
補助金振込

請求書の受理から、およそ1か月後に補助金振込